

(執筆)北野浩一

「開発途上国のファミリービジネス」研究会(主査:星野妙子)
第6回研究会 議事録

- ・ 日時 平成14年 10月19日 15時~18時
- ・ 場所 中央大市ヶ谷キャンパス 1210会議室
- ・ 出席者(敬称略) (内部)星野妙子、北野浩一、坂口安紀、佐藤百合、東茂樹
川上桃子、渡邊真理子、近田亮平、荒神衣美
(外部)小池洋一、末廣昭、竹内恒理
- 欠席者 安部誠
- ・ 配布資料
 - ・ 「メキシコ企業の所有構造」、資料(星野レジュメ)

・ 議題1.メキシコ企業の所有構造

報告: 星野委員

欧米でのコーポレートガバナンスに関する議論は、株式会社の所有と経営の分離を前提としたものが多い。しかし、特に途上国の企業については、所有と経営が分離しているか、あるいは同族企業がこれから解体に向かうのかどうかについては、検証する必要がある。本研究の目的は、このような問題意識からメキシコ大企業の所有構造を確定することにある。

分析の対象は、企業ランキング100位までに入る民族系上場企業36社である。規模・業種については、いずれも際立った特徴はみられない。また、取締役会長と最高執行責任者は同族内から出ており、所有と経営は分離しているとはいえない。

同族による所有権の支配は、ほとんど完全な支配(80%以上)は6社、過半数持株支配(50~80%)は14+4社、少数持株支配(20~50%)は8社、20%未満は4社となっている。過半数未満の所有権であっても支配が可能であるのは、議決権制限株の発行、株式のパッケージ化、中性投資メカニズム(COP、ADR、ADS)の活用により、低い所有比率で議決権の過半数を握っているためである。また、持株会社やトラストを利用することにより、同族内の持株の分散を防止していることも寄与している。

メキシコにおいて、所有と経営が分離しない要因としては、上記のような同族による支配を可能にするメカニズムのほかに、所有者の側の支配への執着や、株式会社の歴史の浅さ、企業の歴史の新しさ、といったことも考えられる。

(議論)

トラストに関して：メキシコでは、所有家族と持株会社の間にトラストが存在するが、これは、タイなど他の国では見られない。トラストは歴史的経緯で形成されてきた側面が強いが、非営利・任意契約組織で、世代間の継承が容易であるという特徴があり、これが一定の意味を持っていたのではないかと考えられる。

世代継承：メキシコの企業グループは存続期間が非常に長く、世代間継承の回数も多い点は興味深い。どのようなメカニズムでこれが可能となったか検討する必要がある。

企業グループ：企業グループが持株会社を上位組織として、整理され情報開示されているが、これは企業が株式市場で資金を調達するためになされた可能性が高い。また、他国では持株会社は非上場であるケースが多いが、メキシコは1975年の持株会社優遇法のために持株会社が上場した、という歴史的経緯もある。

・ 次回予定

日時 11月16日(土) 場所：中央大学(市ヶ谷)

議題： 「アルゼンチンのファミリービジネス」 報告：竹内委員